

## 令和4年度第3回幕別町国民健康保険運営協議会 会議録

### 1 日 時

令和5年2月9日(木) 午後6時30分から午後7時12分まで

### 2 場 所

役場3階AB会議室

### 3 出席者(敬称省略)

宮本 真由美、赤坂 勇介、渡邊 洋路、越智 琢司、村松 晋、塩塚 実、斉藤 博、  
古田 光子、横山 宏  
(欠席者 なし)

※ 規則第4条第3項の規定により、条例第2条各号(被保険者、保険医、公益代表)に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席があることから会議は成立。

事務局～寺田住民生活部長、本間住民課長、国保医療係：佐々木(哲)、笹川、佐々木(駿)

### 4 飯田町長より諮問及び挨拶

(諮問)

飯田町長から斉藤会長へ諮問書を交付

(挨拶)

皆さん、改めましてこんばんは。そして、皆さん、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。ただ今、斉藤会長に諮問をさせていただきました今回の諮問は、出産育児一時金の支給額について、現行の最大42万円から50万円に引き上げるといふ条例改正をするための諮問でございますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

それと、本日の案件としましては、次第にありますように、報告第1号で統一保険料による加入者負担による公平化に向けたロードマップ(案)についてご説明させていただきます。再来年度の令和6年度に保険料水準の統一がされ、その6年後の令和12年度には全道一律に保険料が統一されるということでもあります。おそらく今のままでいきますと、保険税を上げなければならないだろうと予測されるわけでありまして、この間、国民健康保険基金を活用しながら、いかにソフトランディングさせていくかが重要であると考えております。今後、北海道から示される保険料がどのようになっていくかを注視しながら、被保険者の皆さんの急激な負担とならないよう、ソフトランディングをさせていきたいと考えておりますので、委員の皆さんからのご意見いただければありがたいと思っております。

以上、私からの本会の開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(飯田町長退席)

### 5 会 議

#### ① 開会

(斉藤会長)

皆さん、お晩でございます。夜分、お寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は報告が2点とただ今諮問をいただいた条例改正に関わつての意見を取りまとめる議案が1点と、合計3点が議題となっております。

それでは、早速でありますけれども会議に入らせていただきます。

② 会議録署名委員の指定

(斉藤会長)

それでは、初めに会議録署名委員の指定について事務局からお願いします。

(本間課長)

慣例によりまして、委員名簿の順に2名をお願いしております。今回は、越智委員と村松委員をお願いしたいと思います。

(斉藤会長)

それでは、本日の署名委員につきましては、越智委員と村松委員をお願いします。

③ 議件等

(1) 報告第1号 統一保険料による加入者負担の公平化へ向けたロードマップ(案)について

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

説明に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料といたしまして、議案書、資料1、資料2-1、資料2-2を事前に配布させていただいております。それに加えまして、本日追加で「国民健康保険制度の仕組み」という一枚紙を配布させていただいております。お手元の資料に不足がありましたら、お申し出ください。

それでは、報告第1号の「統一保険料による加入者負担の公平化へ向けたロードマップ(案)について」をご説明させていただきます。

説明に入る前に、追加で配布いたしました「国民健康保険制度の仕組み」について、若干ご説明をさせていただきます。こちらの内容については、国民健康保険制度の大枠を記した資料になります。国民健康保険の加入者が真ん中、中段あたりになります。被保険者の皆さんが医療機関で治療を受けた場合、自己負担相当分である2割若しくは3割を医療機関に支払い、残りの7割若しくは8割を医療機関から国保連合会を通じて保険者に請求することとなります。また、国民健康保険に加入していれば、国民健康保険税を本町に納税していただくこととなります。次に、黒枠の太枠の中になります。幕別町から北海道に対し納付金というものを納める、いわゆる上納金になります。一方で、一般療養給付費や療養費、出産育児一時金や葬祭費等に係る保険給付費については、北海道から保険給付費等交付金として同額が歳入される仕組みとなっております。

その右側には、北海道の国保特別会計と本町の国保特別会計との相互関係イメージを示した図を記載しております。先ほど申し上げましたとおり、本町の被保険者の保険給付費は北海道からの保険給付費等交付金で賄われます。また、北海道の保険給付費等交付金の財源として、北海道に対し納付金を支払うこととなります。本町は、この納付金と各種保健事業等に要する費用について、国や北海道からの特別交付金等の特定財源を除いて保険税で賄わなければならないということを念頭に、これからお話する本題をお聞きいただければと思います。

それでは、資料1の1ページをご覧ください。

こちらにつきましては、北海道国民健康保険運営方針の策定と改定に関する資料になります。

上段は国民健康保険運営方針の策定と骨子について触れております。

1つ目の○印になります。

平成30年度以降の国民健康保険制度におきましては、北海道が財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方で、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担う等、北海道と市町村が一体となって、国民健康保険事業を運営しております。

続きまして2つ目の○印になります。

北海道と市町村に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営及び事務の広域化や効率化の推進に向け、北海道が、国民健康保険法の規定に基づきまして、国民健康保険運営に関する統一的な方針として、「北海道国民健康保険運営方針」を策定しております。

続きまして3つ目の○印になります。

北海道では、冒頭、町長からもお話ありましたとおり、全道どこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同じ保険料負担となる統一保険料による「加入者負担の公平化」を令和12年度を目途に目指すこととしており、今回はその進め方についてご説明させていただきたいと思っております。

続きまして資料の2ページ目をご覧ください。

令和2年12月に改訂されました北海道国民健康保険運営方針における北海道の目指す姿を示したものになります。図の一番下、左側に年度を示しておりますが、一番下の2030年度、令和12年度の統一保険料に向けた北海道や市町村における取組や課題等を示しております。

更に細かくしたものになりますが、次のページの3ページになります。

こちらは右に向かって進んでいく図となります。一番右側の列の中段の※印のように、令和12年度の統一保険料の実現に向けましては、真ん中の列の一番上のように、前段階といたしまして、令和6年度に保険料水準の統一を予定しております。

国民健康保険制度は、北海道に対する納付金制度を導入したことによりまして、全道の被保険者の医療費等を全市町村で負担する仕組みとなりました。しかし、市町村ごとの医療費水準を納付金算定に影響する仕組みでは、小規模市町村ほど医療費の増加が保険税負担に与える影響が大きくなるリスクが高まります。そこで、医療費水準を納付金算定に反映させないこととし、全道で納付金の配分基準を統一することをもって、「保険料水準の統一」とするものであります。

次に、「統一保険料」についてであります。資料の4ページをご覧ください。

「統一保険料」とは、前段申し上げました「保険料水準」を統一し、全道市町村の保険料算定の基準となる標準保険料率が同一となることを指します。

例えば、本町では、国民健康保険税を賦課するに当たりましては、被保険者一人当たりの均等割、一世帯当たりの平等割、被保険者の前年の総所得金額等に応じた所得割で構成する3方式を採用しておりますが、道内市町村ではこれに被保険者が保有する固定資産等に応じた資産割を加えた4方式を採用している自治体があるのが現状のため、このままでは、道内全市町村の標準保険料率が統一されることはありません。

一方で、同じ医療保険制度である後期高齢者医療保険料を例にとりますと、後期高齢者

医療保険料は、均等割と所得割で構成されており、全道どこに住んでいても同じ金額が設定されております。今回の見直しは、国民健康保険制度も後期高齢者医療保険制度と同じ枠組みを目指すというものであります。

今後、北海道におきまして、本年6月に改訂版の北海道国民健康保険運営方針の素案を示す予定となっておりますことから、その際は、改めて委員の皆さんにお知らせをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、「統一保険料による加入者負担の公平化に向けたロードマップ（案）について」の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

（斉藤会長）

ただ今、事務局からロードマップについての説明がありましたけれども、これにかかわってご意見やご質問等はありませんか。

（横山委員）

冒頭、町長のご挨拶の中でもお話がありましたけれども、令和12年度に統一保険料が導入された場合、幕別町の税率は上がるということでしょうか。

それともう一点、各市町村はそれぞれ知恵を絞って、保険料が上がらないように各種事業等を実施し、一生懸命努力していると思いますが、そういったインセンティブ的なものは反映されるのでしょうか。

（斉藤会長）

今の質問にかかわって何かございますか。

なければ、事務局から説明をお願いいたします。

（佐々木係長）

まず、ご質問の一点目についてであります。令和12年度に統一保険料が導入された場合、現行の税率を引上げなければならないものと考えております。毎年1月に、国民健康保険法の規定に基づきまして、北海道から次年度に納めるべき納付金額が示されるのと合わせて、2つ標準保険料率が示されます。1つは統一保険料を導入した場合の税率、もう一つは本町の納付金と各種保健事業を実施するに当たって必要保険税を確保するための必要な税率です。本年1月に北海道から示された税率で医療分を例にとりますと、前者は7.72%、後者は8.27%と現行税率の6.6%と比較すると開きがありますので、将来的には前者の税率に合わせていく必要があると考えております。そこで、町長からの冒頭の挨拶でもお話がありましたが、この税率を一気に上げるのではなく、国民健康保険基金を活用しながら、急激な被保険者の負担増を招かないよう、将来的な税率の引上げが必要になるものと考えております。

ご質問の二点目についてであります。各保険者が努力した分のインセンティブに関するお話ですが、国からの交付金に保険者努力支援制度というものがございます。これは、国が設定した指標にそれぞれ点数が付けられており、その獲得点数に応じて交付金が配分されるものとなっております。国が設定する指標の一例を申し上げますと、特定健診の受診率に関するものや医療費適正化に関するもの、収納対策に関するもの等がございます。本制度における獲得点数が増えれば交付金が増額となり、結果として納付金への充当財源とすることができるため、保険税率引上げ幅の抑制につながるものと考えておりますので、

本交付金の獲得点確保に向け、引き続き、各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

(横山委員)

分かりました。

(斉藤会長)

他にご意見ご質問ございませんか。

(他の質疑なし)

(斉藤会長)

幕別町の国民健康保険運営協議会の中でも平成28年くらいから財政的なもの北海道を一つにする、都道府県みんな一つにして北海道も一つにする。そのために、色々教えてもらいながら勉強しましたけれども、国保の財政基盤の安定化を図ることを目的に、30年度から国保の都道府県単位化がスタートしました。そして、制度が開始するときには町長が言ったように税率が上がるのではないかという予想もあって、何とか激変緩和ということで工夫をして進みましょうということでスタートしてほぼ5年経ちました。今、説明があったように、令和12年度に各市町村の保険料の税率を同じにする、全道一つにするという目標としておりますので、従って残りの5年で、今係長の方から説明があったような手順を踏んで、そして令和12年に向かっていく、そんな進み方をしているということを理解していただいて、またこの後も様々な場面で、このことについては委員の皆さんに説明があって理解を求めるものがたくさんあるものと思いますので、今日はとりあえずこれからのロードマップがこのように進むことを理解していただいて終わりたいと思います。

(斉藤会長)

それでは、報告第2号「新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への傷病手当金について事務局から説明お願いいたします。

(佐々木係長)

報告第2号「新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への傷病手当金について」ご説明させていただきます。議案書2頁をご覧ください。

政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策」の第2弾として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を制定したところであります。

「1. 制度の概要」をご覧ください。

この制度は、幕別町国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間に傷病手当金を支給するもので、支給対象となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間で就労を予定していた日数となります。支給額につきましては、新型コロナにり患

した月の属さない直近3か月間の給与等の合計額を直近3か月間の就労日数で除し3分の2を乗じ、支給対象となる日数を乗じた金額となります。

「2. これまでの条例改正等の経過」についてであります。

本条例については、国の財政支援措置の適用期間に合わせ、附則で失効日を規定しているため、国の財政支援措置の適用期間が延長された際、その都度、条例の改正を行っているところであります。

「3. これまでの支給決定状況」についてであります。本年度におきましては、昨年9月以降、申請者が増加し、現在までに15人の被保険者に対し、49万4,346円を支給したところであります。

今後におきましても、国の動向を注視しつつ、国の財政支援措置の適用期間が延長された場合には、委員の皆さまに改めてお知らせさせていただきます。

以上で、「新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への傷病手当金について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただ今、事務局から説明がありました。新型コロナウイルス感染症に感染した場合の傷病手当金の支給について、令和2年度、3年度と支給実績はありませんでしたが、4年度は15人の支給実績があったという報告でありますけれども、これに関わって何かございますか。

(村松委員)

新型コロナウイルス感染症が5類に決定されましたが、そのことによってこの傷病手当金はなくなる方向になるのでしょうか。

(佐々木係長)

現状、新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当金の支給に当たりましては、国の財政支援措置の枠組みで実施しております。つまり、本町が被保険者へ支給した傷病手当金は全額国から補填されております。委員からお話のありました新型コロナウイルス感染症が5類と決定されたことを受けて、国の財政支援措置が存続するかどうかは現時点において把握はできておりませんが、本町のスタンスといたしましては、国の財政支援措置が延長となった場合は本制度を引き続き実施いたしますが、国の財政支援措置がなくなった場合、その支給額を他の被保険者の保険税で賄わなければならないこととなるため、町独自での実施は極めて困難であるものと考えております。

(村松委員)

分かりました。

(斉藤会長)

他にご意見ご質問ございませんか。

(他の質疑なし)

(齊藤会長)

他の質疑がなければ、次の議案第1号に移りたいと思います。

議案第1号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について、事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

議案第1号「幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」ご説明させていただきます。議案書は3頁、配布した資料2-1をご覧ください。

国は、今後、生産年齢人口が急激に減少していく中で、特に少子化については、新型コロナウイルス感染症下で出生数が将来人口推計よりも7年程度早く減少するなど危機的な状況であることに鑑み、子育て世帯への支援を強化するため、本年4月1日から出産育児一時金の支給額を現行の42万円から50万円に引き上げることとしたところであります。

資料2-1の下表、出産費用(正常分娩)の推移をご覧ください。

このグラフは、全国における「全施設の出産費用」、「公的病院の出産費用」、「私的病院の出産費用」、「診療所の出産費用」の過去10年間の推移をお示ししたものです。いずれの出産費用も右肩上がりの傾向にあります。この状況を踏まえ、4つ目の○のとおり、国の社会保障審議会医療保険部会では、「出産育児一時金は、必要十分な金額を設定し、出産を躊躇させてはいけない」、「出産費用が増加傾向にあり、出産費用の実態に即した出産育児一時金の引上げが必要である」などの委員からの意見を踏まえ、出産育児一時金の額は、グラフの青色の全施設の出産費用がここ10年で毎年平均1.4%上昇しており、令和4年度平均出産費用を48万円と推計し、産科医療補償制度の掛金相当額と合わせ、全国一律で50万円に引き上げるとされたところであります。

資料2-2をご覧ください。

出産育児一時金は、従来から国の通知に基づき、妊娠12週以降の分娩に対して、健康保険法施行令に定める額と同額を条例に定めてまいりましたが、このたびも同様に国の通知に基づき、改めるものであります。

表の左側の「現行条例」の第8条をご覧ください。

現行の出産育児一時金の支給額は、40万8,000円の基本分と1万2,000円の加算分で構成しております。

国の社会保障審議会医療保険部会の議論におきまして、出産育児一時金の額は、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを受け、健康保険法施行令が改正されましたことから、表の右側の「改正条例」の第8条のとおり基本分の40万8,000円を48万8,000円に改めるものであります。

議案書の3頁になりますが、附則についてであります。

この条例は令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

附則第2項は、本条例による改正後の幕別町国民健康保険条例第8条第1項の規定は、本条例の施行日以後の出産に係る出産育児一時金に適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(齊藤会長)

ただ今、事務局から説明がありました条例の改正案について、ご意見やご質問等はありませんか。

(越智委員)

現状での出産費用は、現行の上限額 42 万を超えているのでしょうか。幕別町の方が出産するとしたら、主に帯広市の分娩機関になると思いますが。

(佐々木係長)

本町の被保険者の正常分娩での過去 3 か年での平均出産費用を申し上げますと、令和元年度は 46 万 9,981 円、令和 2 年度は 46 万 2,317 円、令和 3 年度は 45 万 9,428 円と分娩医療機関によって出産費用のバラツキはありますが、いずれの年度においても現行の 42 万円を超えております。

(越智委員)

超えているのですね。分かりました。

(齊藤会長)

他にご意見、ご意見ご質問ございませんか。

(他の質疑なし)

(齊藤会長)

質疑がなければ、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なし)

(齊藤会長)

それでは、議案第 1 号については原案のとおり承認することといたします。

(事務局より答申案配布)

(齊藤会長)

ただ今、答申（案）をお手元に配布いたしました。このとおり明日、町長へ答申いたします。これですべての案件について審議は終了いたしました。その他、事務局から何かありますか。

(本間課長)

今回の開催日につきましては、令和 5 年度の税制改正により国民健康保険税の賦課限度額の引上げ等を内容とする国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）をご審議いただく必要がありますことから、4 月中旬に開催する予定となっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

(斉藤会長)

それでは、本日の協議会は終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。